

議案第 5 号

里庄町学校施設利用条例の一部改正について

里庄町学校施設利用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 4 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

里庄町学校施設の屋内運動場における冷暖房設備の使用料の徴収に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和4年3月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町学校施設利用条例の一部を改正する条例

里庄町学校施設利用条例（平成20年里庄町条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中学校（2階卓球場）の項を削り、同表備考中3を4とし、2の次に次のように加える。

- 3 屋内運動場を利用する場合において冷暖房設備を利用する場合は、屋内運動場の利用時間を冷暖房設備の利用時間とし、屋内運動場使用料に1時間当たり600円を加算する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。